誓 約 書

船橋市長あて

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第 14 条の3 (法第 14 条の6において準用する場合を含む。))
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)
- ④ 再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
- ⑤ 広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))
- ⑥ 無害化認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- 8 廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び 第19条の6第1項)